

2022年4月1日から

18歳で成年

契約トラブルに
もっと注意

17歳まで

未成年者の契約

契約には親権者の同意が要ります

ただし、以下の場合、親権者の同意なしに契約できます。

- 結婚している
- こづかい範囲内の少額な契約
- 許可された営業

広告にお試して書いてあったのに…

断りたい～帰りたいよう



今日までに契約すればお得よ

そのままじゃ30代になるとお肌ボロボロよ

こんなに頑張って値引きしてあげてるのに、まさか断らないわよね？

私の説明ではダメみたいね店長と他の店員達も呼ぶわね

解約したい

未成年者契約の取消し

未成年は取引の知識、経験、判断力が未熟なので**法で保護され、原則、契約を取り消すことができます。**

ただし、以下の場合には取消せません。

- ◆ 親の承諾を得て結んだ契約。
- ◆ 自ら年齢を偽って結んだ契約（詐術）
※「申込書には18歳って書いて」など、



嘘をつくように業者に指示された場合は取消しができます。

学生、18歳になりたてでも

未成年者契約の取消しはできません

悪質な業者は、新成人の「**経験が浅いのに高額な契約はできる。でも解約はしにくい**」

この状況を狙って勧誘します！



成年だからって諦めないで☆



成年になってもできる契約取消し等

クーリング・オフの主張や中途解約、消費者契約法による契約取消し、法律相談などの解決策があります。困った時は、すぐご相談ください。

埼玉県消費生活支援センター

川口：048-261-0999

熊谷：048-524-0999

【受付時間】9：00～16：00 月～金
祝日・12月29日～1月3日を除く
川口は土曜日でも受け付けています



ホームページ



Twitter

消費者ホットライン



1. 局番無し「188」を押します
2. お住まいの郵便番号を入力します（分からなくてもご利用できます）
3. お住まいの近くの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します